プロサポでんき料金表

【お得プラン】

九州電力管内

２０２２年 ２ 月 １ 日実施

株式会社グローバルキャスト

料金表

目次

1. 契約種別 1
2. 従量電灯 B 相当プラン 1
3. 従量電灯 C 相当プラン 2
4. 低圧電力相当プラン 3
5. 日割計算の基本算式 4
6. 解約手数料 5
7. 本料金表の変更および廃止 6

附　　則 7

1. 実施期日 7

別　　表 8

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 8
2. 燃料費調整額 8

この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、九州電力管内における当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯、小型機器または動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
なお、本料金表に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は全て消費税等相当額を含みます。

1.　契約種別

お得プラン

2.　従量電灯Ｂ相当プラン

（1）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ　1需要場所において低圧電力相当プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力相当プランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（3）契約電流

イ　契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、前小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、前小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ　一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

（4）料　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を加減したものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	838.20円
契約電流40アンペア	1,117.60円
契約電流50アンペア	1,397.00円
契約電流60アンペア	1,676.40円

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

350キロワット時までの1キロワット時につき	19.06円
350キロワット時をこえる1キロワット時につき	22.61円

3.　**従量電灯Ｃ相当プラン**

(1)　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ　1需要場所において低圧電力相当プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力相当プランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)　契約容量

契約容量は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(4) 料　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を加減したものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	279.40円

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

350キロワット時までの1キロワット時につき	20.94円
350キロワット時をこえる1キロワット時につき	23.03円

4.　低圧電力相当プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとす

ることがあります。

(3) 契約電力

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を加減したものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	673.49円

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1キロワット時につき	夏季	17.12円
	その他季	15.43円

ハ　力率割引および割増

力率が85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

5.　日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低月額料金を日割りする場合（なお、選択した料金プランによっては最低月額料金の設定が無い場合があります。）

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ　従量電灯B相当プラン

$$第1段階料金適用電力量＝350キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{検針期間等の日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　従量電灯C相当プラン

$$第1段階料金適用電力量＝350キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{検針期間等の日数}$$

イまたはロによって算定された電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。また、契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。低圧電力相当プランのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(4) 電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の(1)および(2)にいう検針期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日等から、供給開始の直後の検針日等の前日までの日数といたします。

ロ　電気需給契約を解約した場合

解約日の直前の検針日等から、当社が次回の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

6.　解約手数料

(1) お客さまが電気供給開始日から起算してイに定める最低利用期間に満たない時期において電気需給契約の変更または解約を希望する場合は、(2)の場合を除き、最低利用期間の残余期間に関わらずロに定める解約手数料を要します。

イ　最低利用期間

2年間

ロ　解約手数料

10,450円（税込み）

(2) 電気需給契約の変更または解約が次による場合、解約手数料は発生いたしません。

イ　建替により解約する場合で、建替後も当社との電気需給契約を継続する場合

ロ　当社の供給する地域内での転居により解約する場合で、転居後も当社との電気需給契約を継続する場合

ハ　当社の供給する地域外への転居により解約する場合

ニ　その他お客さまの責めに帰さない事由で解約する場合

7.　本料金表の変更および廃止

(1) 当社は、本料金表を変更する場合には、電気需給約款2（変更）に準じます。

(2) 当社は、本料金表を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本料金表の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（変更）(2)および(3)に準じます。

附　　則

1.　**実施期日**

本料金表は、2022年2月1日から実施いたします。

別　　表

1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(3)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2.　燃料費調整額

燃料費調整額は九州電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量（キロワット時）を乗じた金額を適用いたします。